

令和8年度再出発をめざす人たちの「つどい場」開催業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度再出発をめざす人たちの「つどい場」開催業務委託

2 業務目的

犯罪をした者等は周囲から孤立しやすく、必要な支援や情報が得られないまま再び犯罪をしてしまうという悪循環に陥りがちであることから、再出発を目指す者が安心した気持ちで話をすることができ、必要な情報等を入手できる「つどい場」（仮称、以下同じ）を開催し、孤立を防ぐとともに、責任ある社会の一員として自立することを後押しする。

あわせて、犯罪をした者を近くで支える家族向けの交流会を開催し、孤立の防止に必要な情報提供につなげる。

3 事業期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日

4 事業費

750,000円内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

犯罪をした者及び周囲で支える家族の孤立を防止し、参加者が安心して自身の心情等を打ち明け、必要な情報等を入手するためのつどい場及び交流会を開催すること。

(1) 犯罪をした者等を対象としたつどい場の開催

- ・参加対象者は、出所者等（満期釈放者、仮釈放者、保護観察期間を満了した者又は現在保護観察処分中の者、起訴猶予処分者等）のうち、更生を誓い、再出発を目指している者を広く対象とすること。
- ・年齢・性別、罪状（薬物事案を除く）や服役期間・服役回数は問わない。
- ・1回あたり2～3時間程度のつどい場を月1回以上の頻度で5回以上開催すること。各回の内容は県と協議して決定するが、
 - ・参加者との信頼関係の構築
 - ・苦しくなった時の対処法など再犯防止に関する講話
 - ・更生支援関係者等による必要な支援等に関する情報の提供に関するカリキュラムは必ず実施することとし、事業提案の際にカリキュラムの具体的な全体像を示すこと。その他、孤立の防止や参加者の支援に有効である内容を提案・実施すること。

(2) 犯罪をした者等を支える家族の交流会の開催

- ・参加対象者は、出所者等を周囲で支える家族とすること。
- ・1回あたり2～3時間程度の交流会を月1回以上の頻度で5回以上開催すること。各回の内容は県と協議して決定するが、
 - ・参加者との信頼関係の構築
 - ・苦しくなった時の対処法など再犯防止に関する講話
 - ・出所者等を支える上で必要なこと

に関するカリキュラムは必ず実施することとし、事業提案の際にカリキュラムの具体的な全体像を示すこと。その他、孤立の防止や参加者にとって有意義な内容を提案・実施すること。

(3) つどい場・交流会開催に係る留意点

- ・参加者の個人情報厳重に管理すること。
- ・参加者の募集及び受付、開催場所の準備は受託者が行うこと。
- ・(1)及び(2)の開催期間中及び開催期間後に、県からそれぞれの参加者に対するヒアリング調査を希望することがあるので、その際は参加者と調整を行うこと。
- ・つどい場・交流会の見学を希望する者がいる場合、県が認めた時は、参加者の了解を得ること。なお、参加者のプライバシーに十分配慮すること。
- ・(1)、(2)ともに参加者数は特に限定しないが、概ね1回あたり5～10人程度とし、原則として同じ参加者が全てのつどい場（又は交流会）に参加することを想定している。
- ・実施方法（オンライン又は対面）は問わないが、参加者との信頼関係が構築できるよう配慮すること。
- ・つどい場・交流会の応募者について、更生意欲や参加対象者として適切かどうかを確認するため、事前にヒアリングを行うこと。
- ・犯罪歴がない者や当該つどい場に対して悪意のある者、暴力団関係者など、参加資格を有しない者が参加しないよう徹底すること。
- ・つどい場期間中又は終了後に、参加者同士が結託して新たな犯罪につながらないよう徹底すること。
- ・未成年者（少年院出所者）の参加にあたっては、保護者の承諾を得ること。

(4) 事業の広報

- ・受託者が保有している広報媒体やネットワークを活用し、参加対象者に適切に情報を発信すること。
- ・近畿矯正管区内の矯正施設や神戸保護観察所、兵庫県内の更生保護施設など、効果的と思われるPR先を積極的に提案し、広報すること。
- ・募集時は、つどい場・交流会の内容や実施期間のみを公表し、開催場所等については参加申込者のみに伝えるなど、参加者が申し込みやすいよう配慮すること。

(5) 事業の成果と課題の整理

- ・つどい場・交流会の実施後、今後の県の施策展開につなげるため、成果や課題、今後の事業提案等を整理して報告すること。

6 成果物

5 (1)及び(2)終了後、当該事業全体で作成又は使用した資料をまとめ、業務完了報告書として1部及び電子データを県に提出すること。

種類	部数
業務完了報告書	1部及び電子データ
事業成果及び課題、今後の事業提案等に関する報告書	1部及び電子データ
その他、事業実施に当たって使用した印刷物 ※受託者が既に著作権を有している印刷物を除く	1部

7 業務実施上の留意点

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて県と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、県の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を県に提出すること。

(3) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は県と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(4) 業務の履行に関する措置

- ① 本業務の履行においては、県の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図るとともに県に報告すること。

(5) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の著作権は、県に帰属する。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作権が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するが、県は当該成果品を自ら使用するために必要な範囲内においてこれを無償で利用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

(6) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(7) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）を遵守しなければならない。

(8) 再委託

受託者は、県が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(9) その他

- ① 受託者は業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県県民生活部特殊詐欺対策・くらし安全課に提出すること。
- ③ 本業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 受託者は、契約時に契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納めること。ただし、兵庫県財務規則第100条第1項第1号から第8号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除することがある。
- ⑤ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し

ておくこととする。

- ⑥ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。